第百六十七条の四第二号ト中「第五十七条の二第二項第六号ロ」を「第五十七条の二第二項第七号ロ」に改め、同号トを同号チとし、同号ヘ中「第五十七条の二第二項第六号イ」を「第五十七条の二第二項第七号イ」に改め、同号ヘを同号トとし、同号ホ中「第五十七条の二第二項第六号」を「第五十七条の二第二項第六号」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニ中「第五十七条の二第二項第五号」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「第五十七条の二第二項第三号」を「第五十七条の二第二項第四号」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「第五十七条の二第二項第二号」を「第五十七条の二第二項第三号」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　法第五十七条の二第二項第二号に掲げる支出　同号に規定する勤務する場所及びその場所を離れて職務を遂行した場所

第百六十七条の五第一号中「第四号まで及び第六号」を「第五号まで、第六号（第百六十七条の三第五項第二号（給与所得者の特定支出の範囲）に係る部分に限る。）及び第七号」に改め、同条第二号中「第五十七条の二第二項第五号」を「第五十七条の二第二項第六号（第百六十七条の三第五項第一号に係る部分に限る。）」に改める。

第百六十七条の七第一項中「第三項及び第四項」を「第四項及び第五項」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「適格株式交換等」を「特定無対価株式交換」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第五十七条の四第一項に規定する政令で定めるものは、法人税法施行令第四条の三第十八項第二号（適格組織再編成における株式の保有関係等）に規定する株主均等割合保有関係がある株式交換とする。

第百七十条第五項第一号イ中「第百六十七条の七第三項」を「第百六十七条の七第四項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同項第八号イ中「第六十一条第四項第六号」を「第六十一条第六項第六号」に改め、同条第六項中「取得価額」とあるのは「国外転出時評価額」と、「当該無対価合併」を「取得価額は」とあるのは「国外転出時評価額は」と、「取得価額に」とあるのは「国外転出時評価額に」と、「当該無対価合併に」を「取得価額（法第二十五条第一項第一号の規定により剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配として交付を受けたものとみなされる金額がある場合には、当該交付を受けたものとみなされる金額のうち旧株一株に対応する部分の金額を加算した金額）」とあるのは「国外転出時評価額」と、同条第三項中「取得価額は」に「同条第三項中「取得価額」を「金額（法第二十五条第一項第二号の規定により剰余金の配当又は利益の配当として交付を受けたものとみなされる金額がある場合には、当該交付を受けたものとみなされる金額のうち所有株式一株に対応する部分の金額を加算した金額）」とあるのは「金額」と、同条第三項中「取得価額」に改める。

第百七十条の三第二項第二号中「二重課税防止」を「二重課税の回避」に改める。

第百八十二条の二第六項中「百分の二・二」の下に「（当該課税仕入れ等の税額に係る消費税法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れ等の税額に係る同項第九号の二に規定する軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合及び当該課税仕入れ等の税額に係る同項第十一号に規定する課税貨物が同項第十一号の二に規定する軽減対象課税貨物に該当するものである場合には、百分の一・七六）」を加え、「消費税法」を「消費税に関する法令」に改める。

第二編第一章第七節第一款の款名を次のように改める。

第一款　リース譲渡

第百八十八条第一項中「（延払条件付販売等に」を「（リース譲渡に」に改め、同項第一号中「第六十五条第三項」を「第六十五条第一項」に、「延払条件付販売等」を「リース譲渡」に改め、同項第二号中「延払条件付販売等（法第六十五条第二項に規定する」及び「（以下この款において「リース譲渡」という。）に該当するものに限る。以下この号において同じ。）」を削り、同号イ中「延払条件付販売等」を「リース譲渡」に、「第六十五条第二項」を「第六十五条第一項」に改め、同号ロ及びハ中「延払条件付販売等」を「リース譲渡」に改める。

第百八十九条第一項中「（延払条件付販売等」を「（リース譲渡」に、「延払条件付販売等に該当する同項に規定する資産の販売等（以下この款において「資産の販売等」という。）」及び「資産の販売等に係る目的物又は役務の引渡し又は提供」を「リース譲渡」に、「資産の販売等に係る収入金額」を「リース譲渡に係る収入金額」に改める。

第百九十条を次のように改める。

第百九十条　削除

第百九十一条の見出し中「延払条件付販売等」を「リース譲渡」に改め、同条第一項中「延払条件付販売等に該当する資産の販売等」を「リース譲渡」に、「（延払条件付販売等」を「（リース譲渡」に改め、同項第一号中「延払条件付販売等」を「リース譲渡」に改め、同項第二号中「延払条件付販売等」を「リース譲渡」に、「又は」を「、又は」に改め、同条第二項中「延払条件付販売等に該当する資産の販売等」を「リース譲渡」に、「当該延払条件付販売等」を「当該リース譲渡」に改め、同条第三項中「延払条件付販売等に該当する資産の販売等」を「リース譲渡」に改め、同条第六項中「第六十五条第四項」を「第六十五条第三項」に改める。

第二百五条第一項中「基礎控除の額に相当する金額」を「四十八万円」に改める。

第二百十七条中「公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄附金」を「寄附金控除」に改め、同条第一号の二中「第五号まで」を「第六号まで」に、「同条第五号」を「同条第六号」に、「第五条第一号」を「第六条第一号」に改める。

第二編第三章中第二百二十一条の前に次の一条を加える。

（分配時調整外国税相当額）

第二百二十条の二　法第九十三条第一項（分配時調整外国税相当額控除）に規定する政令で定める金額は、居住者が支払を受ける法第百七十六条第三項（信託財産に係る利子等の課税の特例）に規定する集団投資信託の収益の分配に係る次に掲げる金額の合計額とする。

一　法第百七十六条第三項の規定により当該収益の分配に係る所得税の額から控除された外国所得税（第三百条第一項（信託財産に係る利子等の課税の特例）に規定する外国所得税をいう。次号において同じ。）の額に、当該収益の分配（法第百八十一条（源泉徴収義務）又は第二百十二条（源泉徴収義務）の規定により所得税を徴収されるべきこととなる部分に限る。以下この号において同じ。）の額の総額のうちに当該居住者が支払を受ける収益の分配の額の占める割合を乗じて計算した金額（当該金額がその支払を受ける収益の分配につき法第百八十一条の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額を超える場合には、当該所得税の額）

二　法第百八十条の二第三項（信託財産に係る利子等の課税の特例）の規定により当該収益の分配に係る所得税の額から控除された外国所得税の額に、当該収益の分配（法第百八十一条又は第二百十二条の規定により所得税を徴収されるべきこととなる部分に限る。以下この号において同じ。）の額の総額のうちに当該居住者が支払を受ける収益の分配の額の占める割合を乗じて計算した金額（当該金額がその支払を受ける収益の分配につき法第百八十一条の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額を超える場合には、当該所得税の額）

第二百二十二条の二第一項第二号ロ中「第百六十二条第一項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）」を「第二条第一項第八号の四ただし書（定義）に、「租税条約を」を「条約を」に、「第四項第四号」を「同項第四号」に改め、同条第二項第二号中「関係の」を「関係に」に改める。

第二百二十五条の二第一項中「第百六十二条第一項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）」を「第二条第一項第八号の四ただし書（定義）に、「租税条約をいい、」を「条約をいい、」に、その条約の我が国以外の締約国又は締約者（以下この項において「条約相手国等」という。）内にある」を「関する定めを有する」を「帰せられる所得に対して租税を課することができる旨の定めのある」に改め、「（租税条約の我が国以外の締約国又は締約者をいう。以下この項において同じ。）」を削り、同条第二項第一号中「（定義）」を削り、同項第二号中「建設作業等を行う場所（当該建設作業等を含む。）」を「建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供を行う場所」に改める。

第二百二十五条の五第三号中「、据付け、組立てその他の作業」を「又は据付けの工事」に改める。